

町会長及び常任委員 各位

豊島区子ども家庭部

児童相談所設置準備担当課長 小林 拓

### 豊島区児童相談所の開設について

日頃より、豊島区の児童相談行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

令和4年6月14日、令和5年2月に豊島区を「児童相談所設置市」に指定する児童福祉法施行令の一部を改正する政令が閣議決定されました。この政令指定により、令和5年2月1日に豊島区児童相談所を開設します。

この度、豊島区児童相談所の開設にあたり、別添のとおり資料を作成しましたので送付いたします。

ご査収の程よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1 送付物

「令和5年2月 豊島区児童相談所を開設します！」

# 令和5年2月 豊島区児童相談所を開設します！

児童相談所は、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮できるように家族等を援助し、ともに考え問題を解決していく専門の相談機関です。原則18歳未満の子どもに関する相談について、児童相談所開設後は、子ども家庭支援センターに加え、児童相談所においても相談することができます。



※長崎健康相談所との複合施設、消防団施設を併設

## 【施設概要】

延床面積:3198.22㎡  
 建物構造:RC(鉄筋コンクリート造)  
 階数:地上3階、地下1階

## 【フロアー簡易図】

3階	児童相談所
2階	児童相談所
1階	長崎健康相談所・消防団施設
地下1階	長崎健康相談所

## 【豊島区児童相談所における相談対応】

相談にあたっては、児童福祉司、児童心理司、保健師、医師、弁護士等の専門職員が対応し、各専門職が連携して支援します。

必要に応じて、他の相談機関と協働して対応することもあります。

### 《子育て中における相談内容》(一例)

イライラして子どもにきつく当たる叩いてしまう	子どもの非行について相談したい	家に帰るのがこわい
子どもを育てるのがつらい		お家の人から叩かれる
子どもの発達愛の手帳について相談したい	夫婦喧嘩の子どもへの影響が心配	ご飯が食べられない

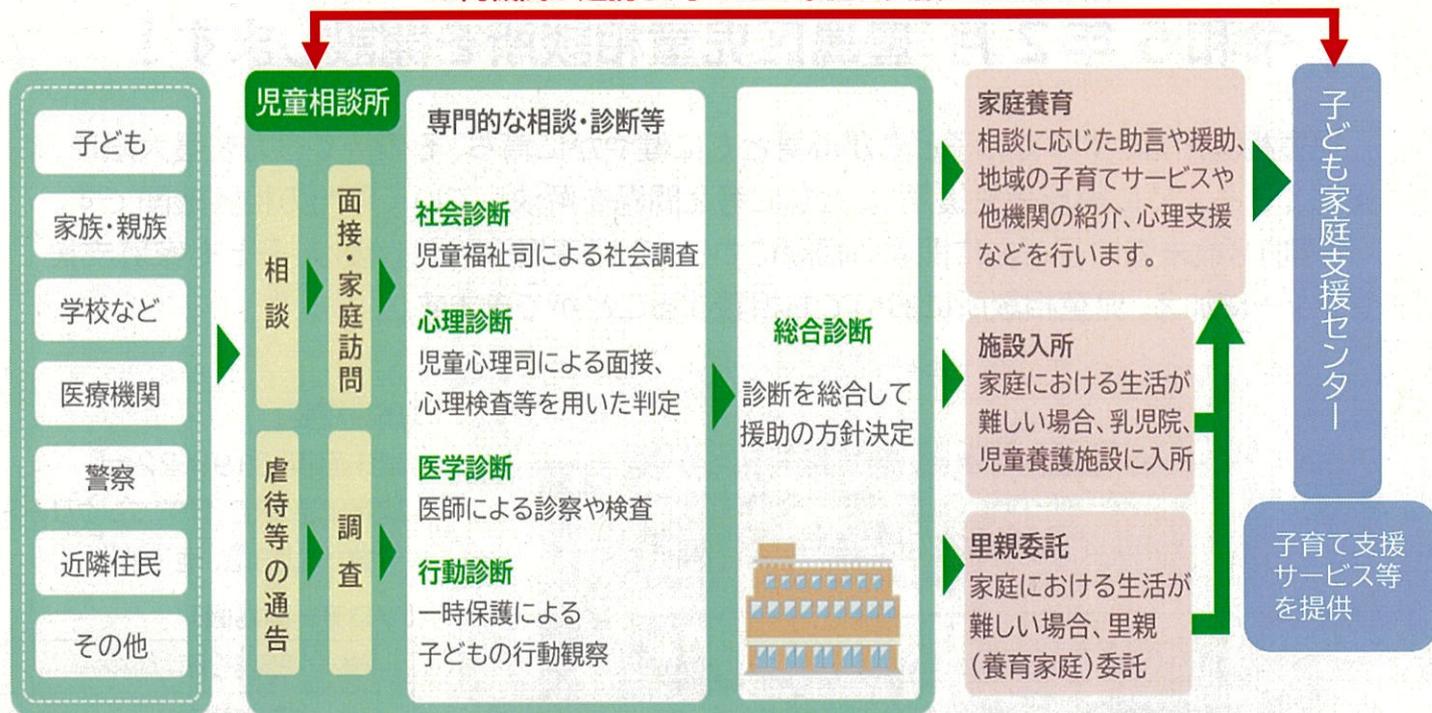
### 《各種相談対応》

<b>養護相談</b>	・養育が困難になったときの相談 ・児童虐待に関する相談など
<b>障害相談</b>	・愛の手帳の取得に関する相談 ・子どもの発達に関する相談など
<b>非行相談</b>	・金銭持ち出し等に関する相談 ・家出に関する相談など
<b>育成相談</b>	・子どもの行動に関する相談 ・家庭内暴力の相談など

☞ 豊島区児童相談所では、家庭養育の仕組みの充実に向けて、「養育里親家庭」や「特別養子縁組」に関する相談を受けつけます。

# 【豊島区児童相談所における相談の流れ】

※両機関が連携し、子どもと家庭の支援にあたります



※豊島区児童相談所と子ども家庭支援センターは、児童相談行政の両輪として虐待の早期発見と適切な在宅支援による予防に努めます。

## \*住 所

豊島区長崎三丁目6番24号  
 西武池袋線 東長崎駅北口より徒歩7分  
 // 椎名町駅北口より徒歩8分

## \*開館時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

## \*休 館 日

土曜日・日曜日・祝日・年末年始

## \*問合せ先

令和 5 年 1 月 31 日まで  
 豊島区役所 8F  
 児童相談所設置準備担当課  
 03-4566-2488

令和 5 年 2 月 1 日より  
 豊島区児童相談所  
 03-6758-7910  
 (虐待通告は 24 時間受付)

児童相談所虐待相談ダイヤル  
 189(いちはやく)  
 (24 時間、365 日対応)

